令和6年

さいたま市議会9月定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工している ため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議案第131号	令和6年度さいたま市一般会計補正予算(第3号)	
議案第132号	令和6年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算	
	(第1号)	
議案第133号	令和6年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計補正予	
	算(第1号)	
議案第134号	令和6年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算(第	
	1号)	
議案第135号	令和6年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業特別会	
	計補正予算(第1号)	
議案第136号	令和6年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業	
	特別会計補正予算(第1号)	
議案第137号	令和6年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計補正	
	予算(第1号)	
(以上の議案は、	別冊に掲載されております。)	
議案第138号	令和5年度さいたま市一般会計及び特別会計歳入歳出決算	
	の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第139号	令和5年度さいたま市水道事業会計決算の認定及び剰余金	
	の処分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
議案第140号	令和5年度さいたま市病院事業会計決算の認定について・・・・	3
議案第141号	令和5年度さいたま市下水道事業会計決算の認定について・・	4
議案第142号	さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条	
	例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
議案第143号	さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の	
	制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
議案第144号	さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定	
	について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
議案第145号	さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する	
	条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1

議案第146号	さいたま市下水道条例の一部を改正する条例の制定につい	
	7	1 5
議案第147号	さいたま市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正す	
	る条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
議案第148号	(仮称) 岩槻消防署城南地区出張所建設 (建築) 工事請負	
	契約について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
議案第149号	消防救急デジタル無線基地局設備更新に係る製造請負契約	
	について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
議案第150号	さいたま市立指扇小学校解体工事請負契約について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
議案第151号	議決事項の一部変更について(さいたま市東楽園再整備事	
	業建設(建築)工事請負契約)	2 0
議案第152号	議決事項の一部変更について(さいたま市東楽園再整備事	
	業建設(電気設備)工事請負契約)	2 1
議案第153号	議決事項の一部変更について(さいたま市東楽園再整備事	
	業建設(機械設備)工事請負契約) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2 2
議案第154号	議決事項の一部変更について(さいたま市立三橋小学校(
	5-1、-2・6-1、-2・18・26棟)・公民館リ	
	フレッシュ改修(建築)工事請負契約)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
議案第155号	財産の取得について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
	(屈折はしご付消防自動車)	
議案第156号	財産の取得について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
	(救急自動車)	
議案第157号	市道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6
議案第158号	市道路線の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
議案第159号	人事委員会委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4

議案第138号

令和5年度さいたま市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について 地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、下記決算 を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

令和5年度さいたま市一般会計歳入歳出決算 令和5年度さいたま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 令和5年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算 令和5年度さいたま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算 令和5年度さいたま市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算 令和5年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計歳入歳出決算 令和5年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計歳入歳出決算 令和5年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算 令和5年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算 令和5年度さいたま市浦与野駅西口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算 令和5年度さいたま市南与野駅西口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算 令和5年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算 令和5年度さいたま市江川土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算 令和5年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

議案第139号

令和5年度さいたま市水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和 5年度さいたま市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付し、 及び同法第32条第2項の規定により、令和5年度さいたま市水道事業会計未処分利 益剰余金の処分の議決を求める。

令和6年9月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

議案第140号

令和5年度さいたま市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和5年度さいたま市病院事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

議案第141号

令和5年度さいたま市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和5年度さいたま市下水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

議案第142号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和6年9月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例(平成13年さいたま市条例第73号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前			
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)			
事務の種類	手数料の額	事務の種類 手数料の額			
1~4 [略]		1~4 [略]			
5 法第7条第4項又は <u>第</u>	[略]	5 法第7条第4項又は <u>第</u>			
<u>18条第21項</u> の規定に		<u>18条第17項</u> の規定に			
よる建築物に関する完了		よる建築物に関する完了			
検査(次項及び第7項に		検査(次項及び第7項に			
規定するものを除く。)		規定するものを除く。)			
(1)~(9) [略]		(1)~(9) [略]			
6 法第7条第4項又は <u>第</u>	[略]	6 法第7条第4項又は <u>第</u> [略]			
<u>18条第21項</u> の規定に		<u>18条第17項</u> の規定に			
よる建築物に関する完了		よる建築物に関する完了			
検査で、法第7条の3第		検査で、法第7条の3第			
5項又は <u>第18条第30</u>		5 項又は <u>第18条第21</u>			
<u>項</u> の規定による中間検査		<u>項</u> の規定による中間検査			
合格証の交付を受けた建		合格証の交付を受けた建			
築物を含むもの(次項に		築物を含むもの(次項に			
規定するものを除く。)		規定するものを除く。)			
(1)~(9) [略]		(1)~(9) [略]			
7 法第7条第4項又は <u>第</u>	[略]	7 法第7条第4項又は <u>第</u>			
<u>18条第21項</u> の規定に		<u>18条第17項</u> の規定に			
よる建築物に関する完了		よる建築物に関する完了			
検査(当該完了検査に係		検査(当該完了検査に係			
る計画に法第87条の4		る計画に法第87条の4			

に規定する昇降機に係る 部分が含まれるものに限 る。) (1) 法第87条の4にお いて準用する法第7条 の3第5項又は <u>第18</u> 条第30項の規定によ る中間検査合格証(以 下この項及び次項にお いて「合格証」という。)の交付を受けた昇降 機を含む場合 (2) [略]		に規定する昇降機に係る 部分が含まれるものに限 る。) (1) 法第87条の4にお いて準用する法第7条 の3第5項又は第18 条第21項の規定によ る中間検査合格証(以 下この項及び次項にお いて「合格証」という。)の交付を受けた昇降 機を含む場合 (2) [略]
8 法第87条の4におい て準用する法第7条第4 項又は <u>第18条第21項</u> の規定による建築設備に 関する完了検査 (1)~(3) [略]	[略]	8 法第87条の4におい て準用する法第7条第4 項又は <u>第18条第17項</u> の規定による建築設備に 関する完了検査 (1)~(3) [略]
9 法第88条第1項又は 第2項において準用する 法第7条第4項又は <u>第1</u> 8条第21項の規定によ る工作物に関する完了検 査	[略]	9 法第88条第1項又は 第2項において準用する 法第7条第4項又は <u>第1</u> <u>8条第17項</u> の規定によ る工作物に関する完了検 査
10 法第7条の3第4項 又は <u>第18条第29項</u> の 規定による建築物に関す る中間検査(次項に規定 するものを除く。) (1)~(9) [略]	[略]	10 法第7条の3第4項 又は <u>第18条第20項</u> の 規定による建築物に関す る中間検査(次項に規定 するものを除く。) (1)~(9) [略]
11 法第7条の3第4項 又は <u>第18条第29項</u> の 規定による建築物に関す る中間検査(当該中間検 査に係る計画に法第87 条の4に規定する昇降機 に係る部分が含まれるも のに限る。) (1)~(3) [略]	[略]	11 法第7条の3第4項 又は第18条第20項の 規定による建築物に関す る中間検査(当該中間検 査に係る計画に法第87 条の4に規定する昇降機 に係る部分が含まれるも のに限る。) (1)~(3) [略]
12 法第87条の4において準用する法第7条の 3第4項又は <u>第18条第</u> <u>29項</u> の規定による建築 設備の中間検査 (1)・(2) [略]	[略]	12 法第87条の4にお いて準用する法第7条の 3第4項又は <u>第18条第</u> <u>20項</u> の規定による建築 設備の中間検査 (1)・(2) [略]
13 法第88条第1項に おいて準用する法第7条 の3第4項又は <u>第18条</u> 第29項の規定による工	[略]	13 法第88条第1項に [略] おいて準用する法第7条 の3第4項又は第18条 第20項の規定による工 第20項の規定による工

作物の中間検査	
14 法第7条の6第1項	[略]
第1号又は <u>第18条第3</u>	
<u>8項第1号</u> (法第87条	
の4又は第88条第1項	
若しくは第2項において	
準用する場合を含む。)	
の規定による検査済証の	
交付を受ける前における	
建築物等の仮使用の認定	
の申請に対する審査	
14の2 法第7条の6第	[略]
1項第2号(建築主事が	
認定する場合に限る。)	
又は <u>第18条第38項第</u>	
<u>2号</u> (法第87条の4又	
は第88条第1項若しく	
は第2項において準用す	
る場合を含む。)の規定	
による検査済証の交付を	
受ける前における建築物	
等の仮使用の認定の申請	
に対する審査	
14の3~80 [略]	·

備考

- 1 [略]
- 2 法第7条第4項又は<u>第18条第21項</u>の規 定による建築物に関する完了検査を行う場合 の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲 げる区分に応じ当該各号に掲げるものとする。 (1)・(2) [略]
- 3 法第7条の3第4項又は<u>第18条第29項</u> の規定による建築物に関する中間検査を行う 場合の床面積の合計の算定方法は、次の各号 に掲げる区分に応じ当該各号に掲げるものと する。

(1) • (2) [略]

4~7 [略]

作物の中間検査	
14 法第7条の6第1項	[略]
第1号又は第18条第2	
4項第1号 (法第87条	
の4又は第88条第1項	
若しくは第2項において	
準用する場合を含む。)	
の規定による検査済証の	
交付を受ける前における	
建築物等の仮使用の認定	
の申請に対する審査	
14の2 法第7条の6第	[略]
1項第2号(建築主事が	
認定する場合に限る。)	
又は <u>第18条第24項第</u>	
<u>2号</u> (法第87条の4又	
は第88条第1項若しく	
は第2項において準用す	
る場合を含む。)の規定	
による検査済証の交付を	
受ける前における建築物	
等の仮使用の認定の申請	
に対する審査	
14の3~80 [略]	

備考

- 1 [略]
- 2 法第7条第4項又は<u>第18条第17項</u>の規 定による建築物に関する完了検査を行う場合 の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲 げる区分に応じ当該各号に掲げるものとする。 (1)・(2) 「略]
- 3 法第7条の3第4項又は<u>第18条第20項</u> の規定による建築物に関する中間検査を行う 場合の床面積の合計の算定方法は、次の各号 に掲げる区分に応じ当該各号に掲げるものと する。

(1) • (2) [略]

 $4 \sim 7$ [略]

附則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係 法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)附則第1条第3号に規定する日又 はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第143号

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

さいたま市放課後児童クラブ条例(平成13年さいたま市条例第178号)の一部 を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

	改正後				改正前	
別表(第2条関係)			別	表(第2条関係)		
名称	位置	定員		名称	位置	定員
さいたま市立	[略]			さいたま市立	[略]	
谷田放課後児				谷田放課後児		
童クラブ				童クラブ		
				さいたま市立	さいたま市浦和区	50人
				常盤放課後児	常盤9丁目30番	
				童クラブ	9号	
[略]				[略]	T	
さいたま市立	[略]			さいたま市立	[略]	
上木崎放課後				上木崎放課後		
児童クラブ				児童クラブ		
				さいたま市立	さいたま市緑区大	50人
				中尾放課後児	字中尾40番地1	
				童クラブ		
[略]	1			[略]	T	
さいたま市立	[略]			さいたま市立	[略]	
新開放課後児				新開放課後児		
童クラブ				童クラブ		
				さいたま市立	さいたま市浦和区	50人
				針ヶ谷放課後	領家7丁目2番1	
				児童クラブ	9 号	
[略]				[略]		

後児童クラブ	
さいたま市立 高砂放課後児 童クラブ	[略]
[略]	
さいたま市立 宮前放課後児 童クラブ	[略]
 [略]	
さいたま市立 大戸放課後児 童クラブ	[略]
[略]	
さいたま市立 柏崎放課後児 童クラブ	[略]

さいたま市立 浦和別所放課 後児童クラブ	[略]	
さいたま市立 道祖土放課後 児童クラブ	さいたま市緑区道 祖土1丁目1番1 号	50人
さいたま市立 高砂放課後児 童クラブ	[略]	
さいたま市立 大谷場東放課 後児童クラブ	さいたま市南区大 谷場2丁目13番 54号	50人
[略]		
さいたま市立 宮前放課後児 童クラブ	[略]	
さいたま市立 七里放課後児 童クラブ	さいたま市見沼区 大字東宮下392 番地	50人
[略]		
さいたま市立 大戸放課後児 童クラブ	[略]	
さいたま市立 与野本町放課 後児童クラブ	さいたま市中央区 本町東3丁目5番 23号	50人
[略]		
さいたま市立 柏崎放課後児 童クラブ	[略]	
さいたま市立 上里放課後児 童クラブ	さいたま市岩槻区 上里2丁目2番地	40人
[略]		

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第144号

さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてさいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険条例(平成13年さいたま市条例第185号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(罰則)	(罰則)
第12条 世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第5項</u> の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽の届出をした</u> ときは、10万円以下の過料に処する。	第12条 世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第9項</u> の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽の届出をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による被保険者証の返還の求めに応じない</u> ときは、10万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の目前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第145号

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成13年さいたま市条例第263号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前
別表第1	(第3条、第	等9条関係)	別	表第1	(第3条、第	9条関係)
項	名称	区域		項	名称	区域
1~	[略]			1~	[略]	
6 9				6 9		
7 0	側地区地 区整備計	都市計画法第20条第1項 の規定により告示された七 里駅北側地区地区計画の区 域のうち、地区整備計画が 定められた区域				

別表第2に次のように加える。

70 七里駅北側地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	工	オ	カ
A地	次に掲げる用途に			0. 5メートル(建築物の外壁等	100平方メー	1 0
区(七	供する建築物			から道路境界線までの距離とする。	トル(制限が適	メー
里駅北	(1) 風営法第 2			ただし、壁面の位置の制限に満た	用された際現に	トル

側地画区計にす地い)地区の整画表る区う区計地備図示Aを。	条第1項第2 号及び第3号 に規定する営 業を営む施設	ない距離の ない部分の他 をといいである をといいでである。 をは関するでで、メには ののの他でで、メには ののの他ををいいのでで、メにいる。 ののでで、メにいる。 のののは、のののは、のののは、のののは、のののは、のののは、のののは、ののの	100平方のでは、100平方のでは、100平方のでは、100平方のでは、100ででは、100ででは、100ででは、100ででは、100ででは、100ででは、100ででは、100ででは、100ででは、100ででは、100ででは、100ででは、100ででは、100で	
区里側地画区計にす地い) B(駅地区の整画表る区う 地七北区計地備図示Bを。	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) 自家用積の 合計が500 平方メるるもの	0.5メートの外とでは、 ・ル、実際の解しに、 ・ル、はででの外とででののでは、 ・ただいでののとは、 ・たいののででのでででででででででででででででででででででででででででででででで	100にかけるととは、このでは、100には、100に	15メートル
C(駅地区の整画表る区う地七北区計地備図示Cを。	次に掲する (1) に (1) に (1) に (2) に (2) に (2) に (2) に (2) に (3) ま (4) ま (5) も (5) も (5) も (6) も (7) と (7) と (8) と (8) と (9)	0.5メートル(建築物の外壁等から道路境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する物置その他これに類するものの高さが2.3メートル以下で、かートル以内であるもの、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等でで、カートル以内であるもの、外壁等の中心線の長さの、外壁等の中心線の長さのの外壁等の中心線の長さのの外壁等の中心線の長さのの外壁等の中心線の長さのの外壁等の中心線の長さのの外壁等の中心線の長さの	100平方メートル (制度) (100平方 (100平 (100平方 (100平) (100-) (100+) (100-) (100+) (100+) (100-) (100+) (15メートル

	に附属するも		合計が3メートル以下であるもの	築物である場合	
	のを除く。)		又は出窓(見付面積の2分の1以	については、こ	
	(3) 自家用倉庫		上が窓であり、天袋、地袋その他	の限りでない。	
	で、床面積の		これらに類するものを設けないも		
				,	
	合計が1,0		のに限る。)で下端の床面からの		
	00平方メー		高さが30センチメートル以上で、		
	トルを超える		かつ、出幅50センチメートル以		
	もの		下であるものを除く。)		
D地	次に掲げる用途に		0.5メートル(建築物の外壁等	100平方メー	2 5
区 (七	供する建築物		から道路境界線までの距離とする。	トル(制限が適	メー
里駅北	(1) 法別表第2		ただし、壁面の位置の制限に満た	用された際現に	トル
側地区	(国)項第2号に		ない距離にある建築物又は建築物	100平方メー	. ,
地区計	規定するもの		の部分のうち、建築物に附属する	トルに満たない	
画の地	んただし、マ		物置その他これに類するもの(自	敷地面積が、そ	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
区整備	ージャン屋は		動車車庫等を除く。)で軒の高さ	の後に増加する	
計画図	除く。)		が2.3メートル以下で、かつ、	こととなった場	
に表示	(2) 法別表第 2		床面積の合計が10平方メートル	合又は公衆便所、	
するD	似項第2号に		以内であるもの、建築物に附属す	巡査派出所、公	
地区を	規定する工場		る開放性の高い自動車車庫等で軒	共用歩廊その他	
いう。	で、その用途		の高さが2.3メートル以下であ	これらに類する	
)	に供する部分		るもの、外壁等の中心線の長さの	公益上必要な建	
	の床面積の合		合計が3メートル以下であるもの	築物である場合	
	計が50平方		又は出窓(見付面積の2分の1以	については、こ	
	メートルを超		上が窓であり、天袋、地袋その他	の限りでない。	
	えるもの		これらに類するものを設けないも)	
	(3) 法別表第2		のに限る。)で下端の床面からの	,	
	(に)項第5号に		高さが30センチメートル以上で、		
			かつ、出幅50センチメートル以		
	規定するもの				
	(4) 法別表第2		下であるものを除く。)		
	に項第6号に				
	規定するもの				
	(ただし、ペ				
	ットショップ、				
	又は動物病院				
	に附属するも				
	のを除く。)				
	(5) 法別表第2				
	(^)項第5号に				
	規定する倉庫				
	業を営む倉庫				
	で、その用途				
	に供する部分				
	の床面積の合				
	計が1,50				
	0平方メート				
	ルを超えるも				
	<i>O</i>				
	(6) 風営法第2				
	条第1項第5				
	号、同条第6				
	項第2号及び				
1	第6号並びに				
İ		I	į.	İ	

同条第11項		
に規定する営		
業を営む施設		

附則

この条例は、令和6年11月1日から施行する。

議案第146号

さいたま市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてさいたま市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市下水道条例の一部を改正する条例

さいたま市下水道条例(平成13年さいたま市条例第270号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(除害施設の設置)

第10条 「略]

- 2 法の規定により次に定める基準に適合しない下水 (水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を利用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。(1)~(9) 「略]
 - (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で水質汚濁防止法第29条の規定による条例により当該公共下水道(当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道)からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。) 当該排水基準に係る数値
- 3 「略]

改正前

(除害施設の設置)

第10条 [略]

- 2 法の規定により次に定める基準に適合しない下水 (水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を利用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。(1)~(9) 「略]
 - (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で水質汚濁防止法第29条の規定による条例により当該公共下水道(当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道)からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値
- 3 「略]

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第147号

さいたま市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例 さいたま市下水道排水設備指定工事店条例(平成13年さいたま市条例第272号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(責任技術者)

第8条 指定工事店は、営業所ごとに、責任技術者 (埼玉県下水道協会が実施する下水道排水設備工 事責任技術者資格認定共通試験(以下「試験」と いう。)に合格した者で、同協会に試験の実施を 委託している市町村及び一部事務組合(第12条 において「市町村等」という。)に登録された排 水設備工事責任技術者をいう。以下同じ。)を選 任して従事させなければならない。ただし、埼玉 県内における他の営業所について兼任することを 妨げない。 (責任技術者)

第8条 指定工事店は、責任技術者(埼玉県下水道協会が実施する下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験(以下「試験」という。)に合格した者で、同協会に試験の実施を委託している市町村及び一部事務組合(第12条において「市町村等」という。)に登録された排水設備工事責任技術者をいう。以下同じ。)を<u>専属</u>して従事させなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第148号

(仮称) 岩槻消防署城南地区出張所建設(建築) 工事請負契約について

(仮称)岩槻消防署城南地区出張所建設(建築)工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成13年さいたま市条例第48号)第2条の規定により議決を求める。

令和6年9月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

- 1 契約の目的 (仮称) 岩槻消防署城南地区出張所建設(建築)工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 715,000,000円
- 4 契約の相手方 中島・サンエイ特定共同企業体

代表構成員 さいたま市浦和区領家5丁目12番20号 中島建工株式会社

代表取締役 中島 道宏

構成員 さいたま市南区白幡5丁目16番8号

株式会社サンエイ

代表取締役 設楽 聡

議案第149号

消防救急デジタル無線基地局設備更新に係る製造請負契約について

消防救急デジタル無線基地局設備更新に係る製造について、下記のとおり請負契約 を締結したいので、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に 関する条例(平成13年さいたま市条例第48号)第2条の規定により議決を求める。

令和6年9月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 契約の目的 消防救急デジタル無線基地局設備更新に係る製造
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 1,199,000,000円
- 4 契約の相手方 さいたま市浦和区常盤5丁目8番17号 東日本電信電話株式会社埼玉事業部 執行役員埼玉事業部長 市川 泰吾

議案第150号

さいたま市立指扇小学校解体工事請負契約について

さいたま市立指扇小学校解体工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成13年さいたま市条例第48号)第2条の規定により議決を求める。

令和6年9月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

- 1 契約の目的 さいたま市立指扇小学校解体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 759, 223, 300円
- 4 契約の相手方 佐伯・中島特定共同企業体

代表構成員 さいたま市北区日進町1丁目319番地 株式会社佐伯工務店 代表取締役 安藤 正浩

構 成 員 さいたま市浦和区領家5丁目12番20号 中島建工株式会社 代表取締役 中島 道宏

議案第151号

議決事項の一部変更について(さいたま市東楽園再整備事業建設(建築)工事 請負契約)

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例(令和6年さいたま市条例第28号)附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和4年12月(11月繰上げ)議会において議決を得た請負契約について(議案第159号)、下記のとおり変更するため、同条例による改正前のさいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成13年さいたま市条例第48号)第2条の規定により議決を求める。

令和6年9月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

3契約金額中「2,859,868,000円」を「3,194,818,000円」に変更する。

議案第152号

議決事項の一部変更について(さいたま市東楽園再整備事業建設(電気設備) 工事請負契約)

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例(令和6年さいたま市条例第28号)附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和4年12月(11月繰上げ)議会において議決を得た請負契約について(議案第160号)、下記のとおり変更するため、同条例による改正前のさいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成13年さいたま市条例第48号)第2条の規定により議決を求める。

令和6年9月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

3契約金額中「340,032,000円」を「396,308,000円」に変更する。

議案第153号

議決事項の一部変更について(さいたま市東楽園再整備事業建設(機械設備) 工事請負契約)

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例(令和6年さいたま市条例第28号)附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和4年12月(11月繰上げ)議会において議決を得た請負契約について(議案第161号)、下記のとおり変更するため、同条例による改正前のさいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成13年さいたま市条例第48号)第2条の規定により議決を求める。

令和6年9月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

3契約金額中「1,034,404,800円」を「1,221,382,800円」に変更する。

議案第154号

議決事項の一部変更について(さいたま市立三橋小学校(5-1、-2・6-1、-2・18・26棟)・公民館リフレッシュ改修(建築)工事請負契約) さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例(令和6年さいたま市条例第28号)附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和5年6月議会において議決を得た請負契約について(議案第118号。令和6年2月議会(議案第65号)において議決を得て一部変更)、下記のとおり変更するため、同条例による改正前のさいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成13年さいたま市条例第48号)第2条の規定により議決を求める。

令和6年9月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

3契約金額中「1, 416, 873, 700円」を「1, 453, 338, 700円」に変更する。

議案第155号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成13年さいたま市条例第48号)第3条の規定により議決を求める。

令和6年9月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 物件の表示 屈折はしご付消防自動車 1台
- 2 取 得 先 東京都八王子市中野上町2丁目31番1号 日本機械工業株式会社本社営業部 部長 山下 康弘
- 3 取得価格 166, 320, 000円
- 4 取得理由 災害現場における消防活動に充てるため。

議案第156号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成13年さいたま市条例第48号)第3条の規定により議決を求める。

令和6年9月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 物件の表示 救急自動車 4台
- 2 取 得 先 さいたま市中央区下落合6丁目1番18号 埼玉トヨタ自動車株式会社 代表取締役 嶋田 光剛
- 3 取得価格 155,628,000円
- 4 取得理由 救急現場における救急活動に充てるため。

議案第157号

市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により、下記のとおり市 道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

令和6年9月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

路線名	延 E m	幅 員 m	起点	終点	重要な経過地
G 第 5 7 6 号線	92 66	4 30	さいたま市浦和区木 崎二丁目32番1地 先	さいたま市浦和区木 崎二丁目26番10 地先	
J第499号線	78 32	4 00	さいたま市緑区道祖 土三丁目349番1 3地先	さいたま市緑区道祖 土三丁目349番2 3地先	
12960号線	62 99	5 00	さいたま市見沼区堀崎町671番6地先	さいたま市見沼区堀 崎町671番12地 先	
3 2 9 7 5 号線	98 32	4 00 ∼ 4 02	さいたま市北区奈良町126番42地先	さいたま市北区奈良町126番78地先	

議案第158号

市道路線の廃止について

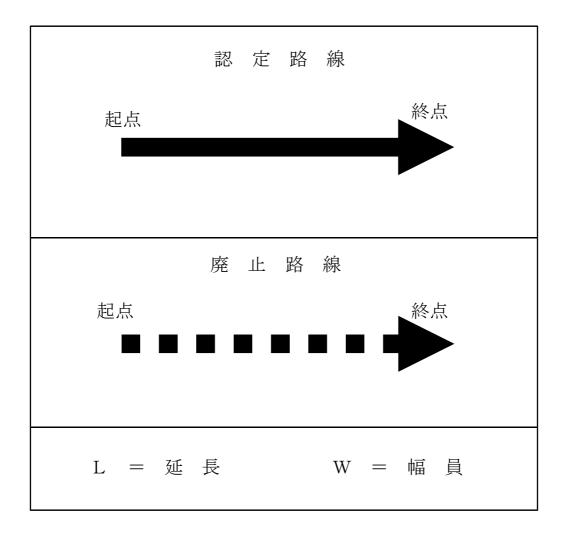
道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、下記のとおり 市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

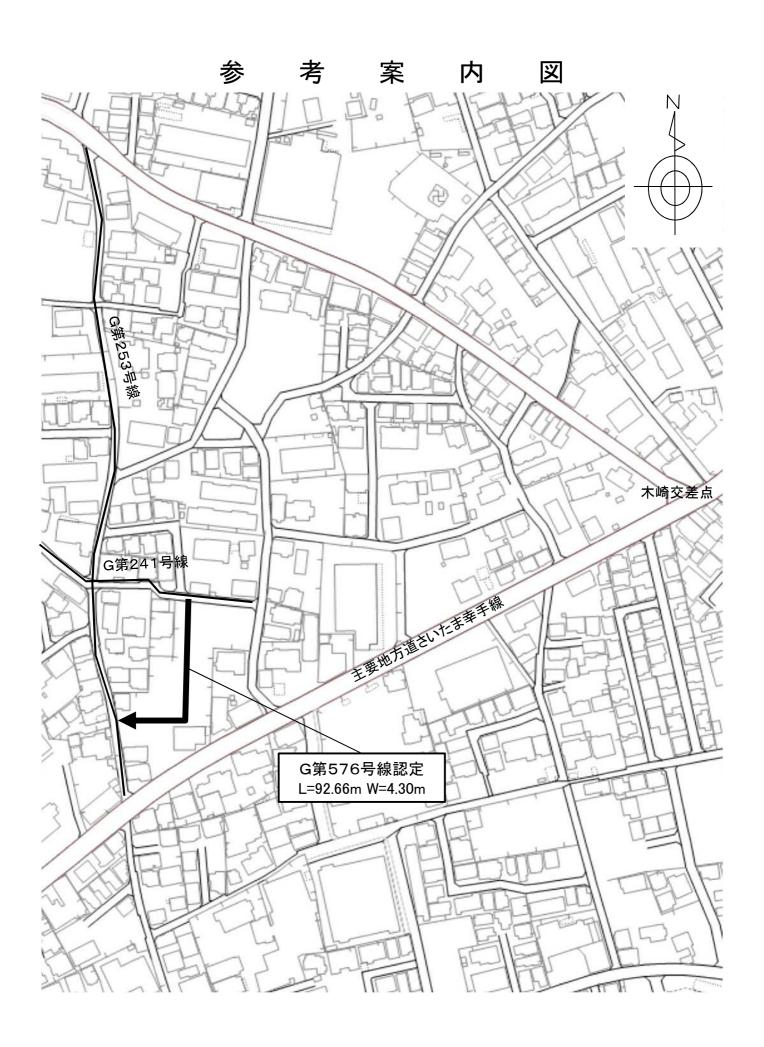
令和6年9月4日提出

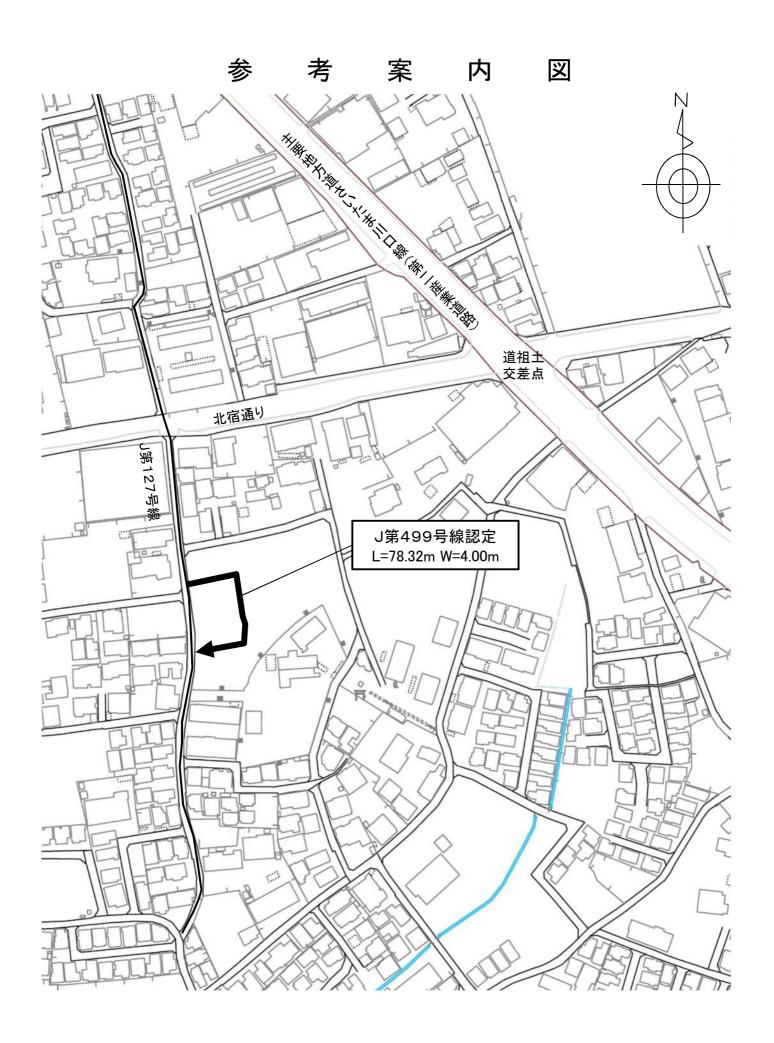
さいたま市長 清 水 勇 人

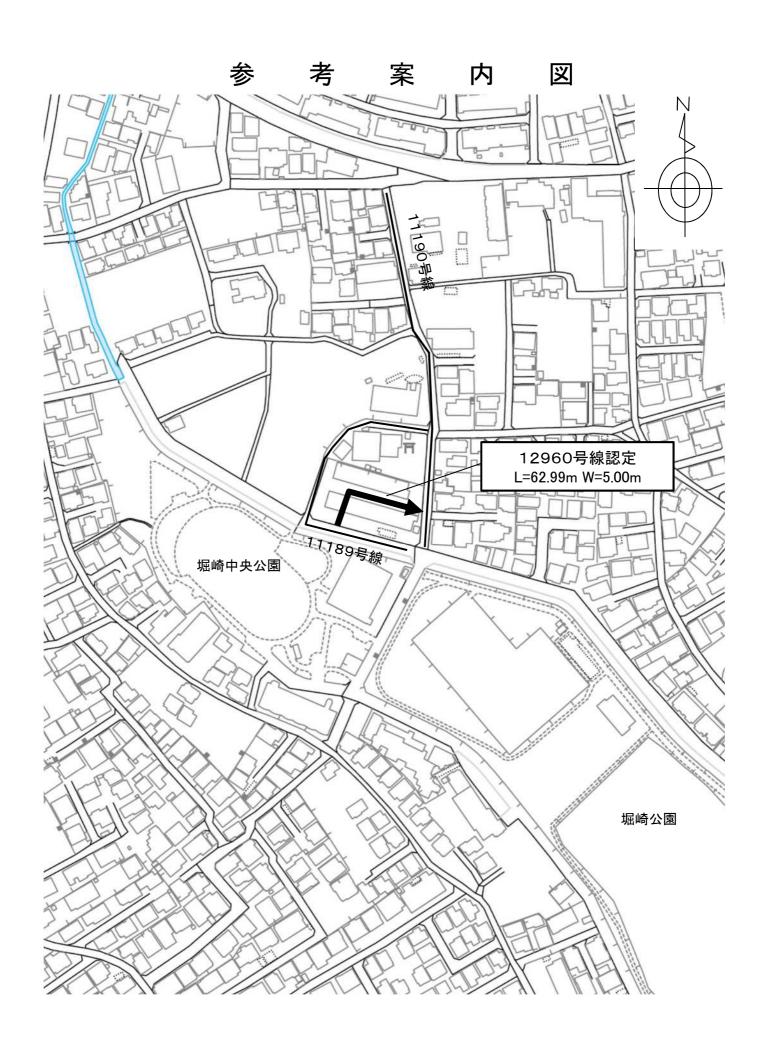
路線名	延 長 m	幅 員 m	起点	終点	重要な経過地
3 0 6 7 0 号線	62 90	3 00 ~ 4 02	さいたま市北区奈良 町126番42地先	さいたま市北区奈良町126番72地先	
1 0 6 6 号線	11 15	1 82	さいたま市岩槻区大 字鹿室字新開110 5番2地先	さいたま市岩槻区大 字鹿室字新開110 3番2地先	

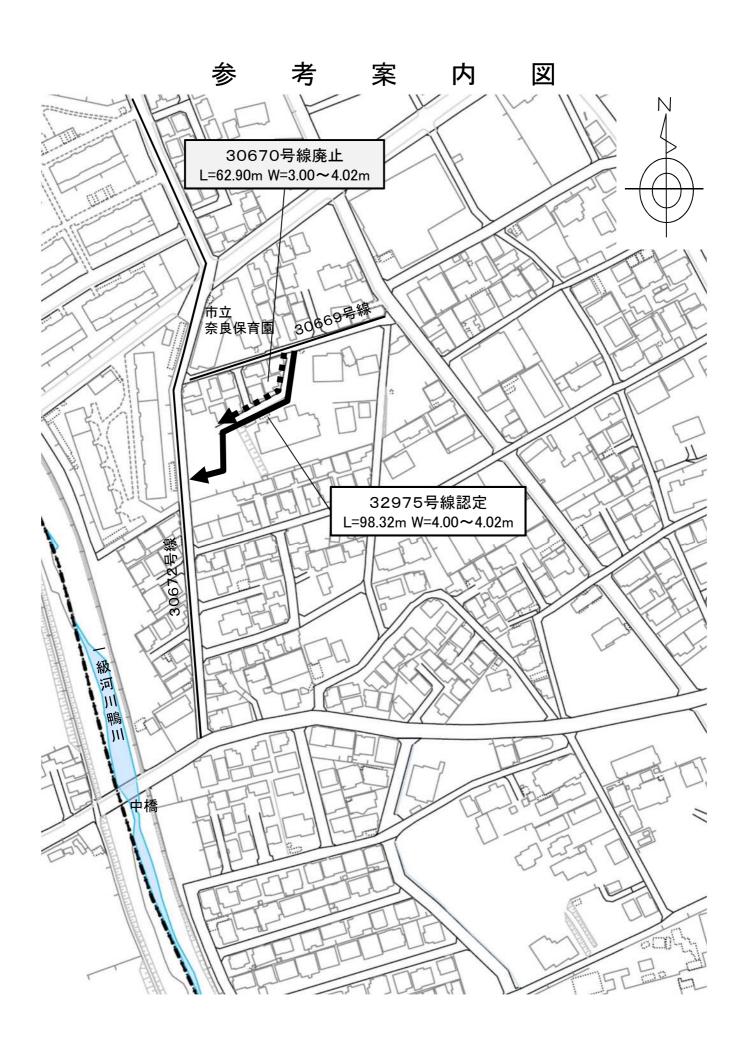
凡 例

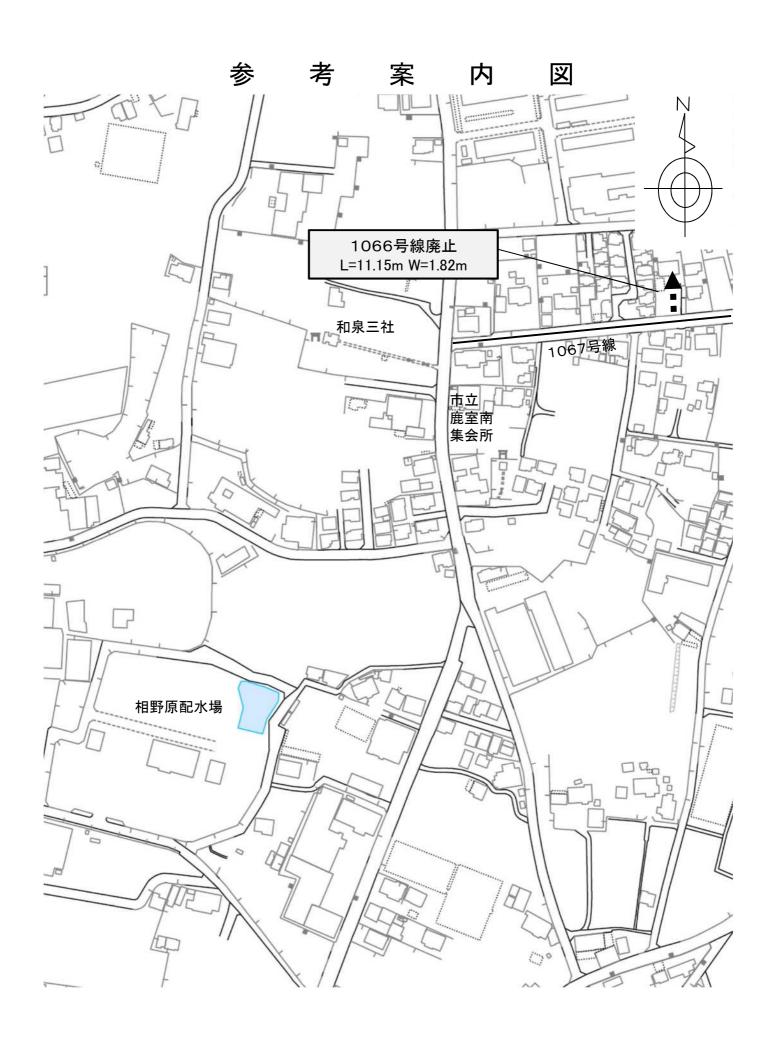












議案第159号

人事委員会委員の選任について

さいたま市人事委員会委員に下記の者を選任したいので、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第9条の2第2項の規定により同意を求める。

令和6年9月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

住 所	氏 名	生 年 月 日
0000000		
00000000000	田中 洋	000000000
00000		